

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	炉心スプレイ系（A系）の定例試験において、本来自動で閉止する1弁が全閉状態にならないことが認められたため、「運転上の制限」を満足していないと判断。その後、当該弁の駆動装置などの調査を行い、再度当該系統の確認運転を実施したところ、系統に必要な流量は確保できたが、当該弁は全閉状態に至らなかった。このことから、当該弁の分解点検および原因調査を実施するため、プラントを手動停止	A s	2月19日公表済

区分Ⅱ： 2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	圧力抑制室内の点検作業において、シート片等（合計17個）が発見されたため、シート片等を回収及び対応検討	A s	2月9日公表済 (PDF98KB)
2	1号機	使用済み燃料プール内へ仮設水位計の取付作業実施時、プール水面にプラスチック片らしきもの（1個）が発見されたため、当該物を回収及び対応検討	A s	2月15日公表済 (PDF58KB)

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）点検後の復旧作業において、プリコートタンクの上蓋部より水漏れが認められたため、当該上蓋部を点検・修理および対応検討	A	2月19日公表済 (PDF47KB)

その他： 32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（D）の点検時、駆動用電動機スペースヒータ端子箱の蓋に腐食が認められたため、当該蓋を修理	D	
2	1号機	復水器真空ポンプ電動機取替作業時、グラインダーより発生した粉塵により火災報知器（煙感知器）の作動、警報の発生（火災ではない）が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	主低圧タービン（A）上半外部車室の浸透探傷検査時、内面溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
4	1号機	復水器細管洗浄装置ボール捕集器（B・D）の点検時、ボール取出ノズルフランジ面ゴムライニングの剥離及びフランジ部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	循環水系配管の逆洗弁の点検時、配管フランジ継手部のゴムライニングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
6	1号機	復水脱塩装置硫酸、苛性タンク廻りの配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置膨張タンク水位計において、ゲージガラス管に汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	
8	2号機	主発電機軸密封油装置真空ポンプ排気ドレン配管において、オイルドレンファンネルの接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理系廃液収集タンク攪拌用空気作動弁において、開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）の始動用空気圧縮機運転圧力制御スイッチ（PS-R43-359B）の点検時、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該圧力スイッチを交換	D	
11	4号機	燃料交換機通話装置において、通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	原子炉建屋ドレンファンネル点検作業において、不具合（1箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋ドレンファンネル点検作業において、不具合（18箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
14	5号機	5号機第22回取替燃料における工場立会検査において、部材の調達遅れによる検査遅れが認められたため、対応検討	C	
15	5号機	常用系換気空調系冷却装置（H）送風機（B）の点検時、電動機用プーリーキーのベルト溝に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	タービン建屋換気系移送排風機（B）電動機の点検時、電動機負荷側及び反負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	高圧注水ポンプ室のメンテナンス用電動ホイスにおいて、運転表示ランプの点灯不良が認められたため、当該表示ランプ回路等を点検・修理	D	
18	5号機	残留熱除去海水ポンプ（D）出口弁において、グラウンド部の腐食が認められたため、当該グラウンド部を点検・修理	D	
19	5号機	残留熱除去海水ポンプ（B）出口弁において、グラウンド部の腐食が認められたため、当該グラウンド部を点検・修理	D	
20	5号機	原子炉圧力容器温度記録計において、予備ポイントの印字不良（誤印字）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
21	6号機	タービン建屋2階用換気空調系冷却装置（CH6-7C）圧縮機（A）において、蒸発器配管（入口側）の氷結が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
22	6号機	タービン建屋地下1階モータコントロールセンタ（6B2-1 8A：予備）において、異常表示ランプの破損が認められたため、当該ランプを点検・修理	D	
23	6号機	平均出力領域モニタ（B）指示計点検において、指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
24	6号機	タービン建屋ストーム（B系）のピット流入配管において、溶接部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備前処理装置制御盤警報用ブザータイマの点検時、タイマーリレーの接点抵抗値に管理値外れが認められたため、当該回路を修理	D	
26	集中環境施設	雑固体焼却炉前処理設備雑固体ドラム昇降転倒機（搬入台車）の点検時、電動機シャフト及びプーリー内径に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
27	集中環境施設	定期事業者検査の安全管理審査において、検査要領書に誤記が認められたため、対応検討	B	3月6日再審議にてグレード変更「C→B」
28	集中環境施設	雑固体焼却設備前処理装置雑固体ドラム昇降転倒機モータ減速機において、潤滑油の不足が認められたため、当該潤滑油を補給	D	
29	集中環境施設	雑固体焼却設備前処理装置雑固体仕分けテーブルモータにおいて、潤滑油の不足が認められたため、当該潤滑油を補給	D	
30	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプの点検において、循環配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
31	その他	水処理前処理設備加圧用空気圧縮機（B）用電動機の点検時、軸径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
32	その他	1～2号機備品点検業務委託において、絶縁抵抗計等の機能障害が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで